

連携重点研究旅費執行についての申し合わせ

共同利用管理本部長
平成 18 年 8 月 9 日

第 1 条 本申し合わせは、連携重点研究の実施にあたって東京大学大学院工学系研究科原子力専攻共同利用管理本部より各課題に配算される研究費の内、旅費の運用について定めるものである。

第 2 条 旅費は、日本原子力研究開発機構の各研究所において実施される連携重点研究に関する研究のために、各課題の構成員から申請のあった旅行に対し、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の定める規定に基づき執行するものとする。ただし、次条の条件を満たす場合はこの限りではない。

第 3 条 旅費は、前条に定める目的以外に、本条第 1 号に定めるものへの参加旅費として執行できるものとする。

- 1 複数の課題間あるいは 1 つの課題全体における情報交換会、研究会、ワークショップ等（以下「情報交換会」という。）であること。ただし、1 つの課題の中のサブグループ間での情報交換会についても、本条第 4 号の承認によって含めることができる場合がある。
- 2 課題の研究代表者は、第 1 号の情報交換会の成果について、学会誌、学会内の各部会誌、日本原子力研究開発機構のレポート及びその他公開の媒体に 1 年以内に公表すること。
- 3 課題の研究代表者は、第 1 号の情報交換会の成果について、各年度末に共同利用管理本部長に報告書を提出すること。報告書は、開催目的、実施日、参加人数、成果のほか別途定める様式に従うものとする。
- 4 課題の研究代表者は、第 1 号の情報交換会への参加旅費を執行することについて、情報交換会の目的、開催時期、開催場所、参加予定人数、執行予定旅費、成果公表予定媒体を事前に共同利用管理本部長に申請し、承認を得ること。
- 5 第 1 号の情報交換会を学会や討論会など他の研究集会と合わせて開催する場合には、その研究集会での発表がない場合にも各課題構成員の旅行に対して、執行の対象とする。

第 4 条 共同利用管理本部長は、前条第 4 号の申請が行われた場合、連携重点研究の合理的で適正な遂行であると認めるときは承認しなければならない。ただし、共同利用管理本部長は特段の支障があると認める場合は、文書で申請した課題の研究代表者にその理由を明示し、その申請を承認しないことができる。

第 5 条 前条のただし書きの文書を明示された課題代表者は、共同利用管理本部長に対し、異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合の措置については別に定める。

第 6 条 本申し合わせの改訂の必要あるいは疑義が生じた場合は、研究代表者会議の議による。

附則

本申し合わせは、平成 18 年 8 月 9 日より実施する。